

議案第 88 号 令和 6 年度大津市一般会計補正予算（第 13 号）のうち、総務部の所管する部分について

それでは、議案第 88 号、令和 6 年度大津市一般会計補正予算（第 13 号）のうち、総務部の所管する部分につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の資料、令和 7 年 2 月大津市予算関係議案（第 2 次補正）の 8 ページをお開き願います。

2 の歳入のうち、款 16 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金、節 1 総務管理費国庫補助金 47,500 千円の増額のうち総務部が所管するのは、説明欄に記載しております新しい地方経済・生活環境創生交付金のうち 30,660 千円を増額するもので、生活用水確保のためのろ過装置、防災用組立水槽及び防災倉庫の導入に係るものです。

款 20 繰入金、項 1 繰入金、目 1 基金繰入金につきましては、今回の補正予算の編成において必要となった一般財源 37,876 千円について、財政調整基金から繰り入れを行うものであります。

款 23 市債、項 1 市債、目 1 総務債 1,800 千円の増額は、防災倉庫の導入に要する経費に係る事業債であり、目 7 土木債 16,800 千

円の増額は、コンテナ型トイレの整備に要する経費に係る事業債であります。

10 ページをお願いします。

続きまして、3歳出についてご説明します。

款2 総務費、項1 総務管理費、目9 総合防災費の62,400千円の増額については、生活用水確保のためのろ過装置、防災用組立水槽及び防災倉庫の導入に必要となる経費を措置するものです。

以上で、議案第88号、令和6年度大津市一般会計補正予算（第13号）のうち、総務部の所管する部分のご説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。